

12/28(水)まで 非課税世帯などへの緊急支援給付金 確認書の提出を忘れずに!



は詳細は

住民税非課税世帯などへ案内を送付済みです。家計急変世帯は1月31日(火)まで申請を受け付けます。該当するかわからない人はご相談ください。 〇〇市給付金専用コールセンター ☎39・2347

◆図や表などの略字の見方は13ページ
◆図どなたでも、図特になし、■無料、□不要(直接会場へ)の場合は、記載なし
◆図に電話、ファクス、Eメール、〇〇(市ホームページ)の記載がある場合は、その方法で申し込み可
アオ=アオーレ長岡 市セ=市民センター
大手=大手通庁舎 さい=さいわいプラザ

斎場使用料・給水工事手数料・下水道使用料

4月1日から 料金を改定します

市は将来にわたって良好なサービスを提供していくため、持続可能な行財政の確立に向けた取り組みを進めています。老朽化した施設の維持管理に多額の費用がかかることなどを踏まえ、長年据え置いてきた使用料などを改定します。

1 斎場の使用料

<改定後の使用料 (市内6斎場いずれも)>

区分	市民(※)		市民以外	
	現在	新料金	現在	新料金
12歳以上	無料	10,000円	30,000円	40,000円
12歳未満		7,000円	23,000円	28,000円
死産児		5,000円	17,000円	20,000円
部分葬など		2,000円	6,000円	8,000円

※死亡者、死産児の父または母、部分葬を行う人が市民の場合

〇〇市民課(アオ) ☎39・2019

2 給水装置工事の申請手数料

これまで一律3,000円でしたが、給水管の口径および工事の内容により1,000円~8,000円値上げします。詳しくは水道局ホームページで。

〇〇水道局工務課給水係 ☎36・4431

3 下水道の使用料

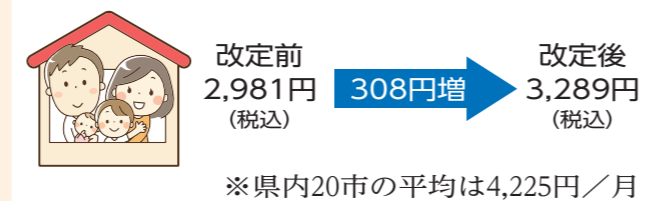
基本料金と9㎡~10㎡の超過料金を改定します。 <改定後の使用料>

区分	排出量 (1カ月あたり)	使用料	
		現在	新料金
基本料金	8㎡まで	656円	880円
超過料金 (円/㎡)	9㎡~10㎡	82円	110円
	11㎡~40㎡	126円	変更なし
	41㎡~100㎡	148円	
	101㎡~500㎡	169円	
	501㎡~	190円	

※別途消費税がかかります

市では、平成13年7月から21年間、使用料を据え置いてきました。改定後も県内で2番目に低い料金水準です。

★1カ月あたり253円~317円の値上げです <一般家庭(25㎡/月)の例> 夫婦と子ども2人の家庭の目安



〇〇下水道課(市セ) ☎39・2235

固定資産税の申告をお忘れなく

〇〇資産税課(アオ) ☎39・2213 申告書は郵送、総合窓口(税金窓口) (アオ)に持参

1 償却資産の申告は1月31日(火)まで

毎年1月1日現在の償却資産の所有状況を、その資産のある市町村に申告してください。 対象者=市内で工場や商店を営んだり、駐車場やアパートを貸したりして、事業用の償却資産を持つ事業者 対象の償却資産=法人税法や所得税法に基づき、減価償却として損金や必要経費として算入されるものなど。詳しくは、市ホームページで

償却資産とは?

土地や家屋以外の事業用の構築物、機械、装置、備品などの有形資産のこと。駐車場の舗装や消雪設備、側溝、フォークリフトやショベルローダなどの大型特殊自動車も含まれます。

2 償却資産の電子申告ができます

オフィスや自宅から、eLTAXを利用して申告できます。詳しくは、地方税共同機構ホームページで。



3 賃貸家屋の附帯設備の納税者

原則として、家屋の所有者に固定資産税が課税されます。ただし、借り主などが費用を負担した事業用の附帯設備は家屋とは区分され、借り主に償却資産として課税されます。この場合、家主と借り主双方が連名で、「分離申告書」を市役所に提出する必要があります。詳しくはお問い合わせください。

● 沖縄戦で亡くなられた方の御遺族へ
沖縄県糸満市の平和祈念公園内に、沖縄戦で亡くなられた方々の氏名を刻んだ記念碑「平和の礎」があります。昭和19年3月22日(昭和21年9月7日)に沖縄県区域や南西諸島周辺で、沖縄戦が原因で亡くなられた方の追加刻銘を受け付けています。 申12月9日(金)までに福祉総務課(アオ) ☎39・2217、各支所地域振興・市民生活課(栃)



● 本人通知制度に登録を
住民票の写しや戸籍謄本などを第三者へ交付したとき、事前に登録した人に通知します。 〇〇市民課(アオ) (平日のみ)、各支所地域振興・市民生活課(栃尾支所は市民生活課) 〇〇長岡市に住民登録がある人(平成26年6月20日以降に住民票が除票になった人を含む)、長岡市に本籍・附票がある人(除籍の人を含む) 登録期間 〇〇5年間(期間中に住所、氏名、本籍などが変更

● 来月4月、小・中学校に入学する子どもの保護者に入学通知書をお届けします
小学校は郵送で、中学校は小学校を通じてお届けします。12月23日(金)ころまでに届かない場合はご連絡ください。入学通知書の住所から転居した場合は、入学する学校が変更になることがあります。詳しくはご連絡ください。

4/1(土)から 高齢者施設の 入館料などが変わります

〇〇福祉総務課(アオ) ☎39・2371、各支所地域振興・市民生活課(栃尾支所は市民生活課)

施設ごとに変更内容が異なります。詳しくは各施設のホームページで。

1 入館料を改定します

地域	施設名	入館料	
		現在	新料金
長岡	高齢者センターふそき	65歳以上200円 など	65歳以上100円 など
	高齢者センターまきやま		
	高齢者センターけさじろ		
栃尾	高齢者センターみやうち	-	市外料金を追加 など
	高齢者センターとちお		
中之島	さくらの家	60歳以上無料 など	65歳以上無料 など
	日枝の里		
	はすはな荘	60歳以上無料 など	
	サンパルコなかのしま		
寺泊	夕映荘	60歳以上無料 など	65歳以上無料 など
山古志	なごみ苑	65歳以上200円 など	65歳以上無料 など
与板	志保の里荘	70歳以上300円 など	65歳以上250円 など

※長岡ロングライフセンター、ゆきわり荘(和島地域)は改定しません

2 一部の施設で浴室利用を終了します

高齢者センターふそき・まきやま・けさじろ・みやうち、さくらの家、日枝の里、ゆきわり荘、なごみ苑は、3月31日(金)で浴室の利用を終了します。

3 一部の施設で高齢者センターの共通回数券の利用を終了します

高齢者センターふそき・まきやま・けさじろ・みやうちは、3月31日(金)で共通回数券の利用・販売を終了します。今後は長岡ロングライフセンター、高齢者センターとちお おいらこの湯でご利用ください。

● 「おむつ使用の確認書」の申請を受け付けます
寝たがりの人が使用するおむつ代の医療費控除を受けるには、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。一定の要件を満たすと、市が「おむつ使用証明書」に代わる「おむつ使用の確認書」を発行できる場合があります。 〇〇要介護認定を受けていて、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の人 ※その他の詳しい要件は事前にお問い合わせください。 〇〇総合窓口(福祉窓口) (アオ)、各支



▲なかのん

子宮頸がんの95%以上は、ヒトパピローマウイルス(HPV)というウイルスの感染が原因だ。ワクチンを接種することで、将来の子宮頸がんを予防することが期待できる。 〇〇子宮頸がん予防ワクチンの接種費用を助成します
積極的勧奨の差し控えにより、定期接種の年齢を過ぎて接種した人に費用の助成を行います。 〇〇次の全てを満たす人 ①令和4年4月1日時点で市内に住んでいる ②平成9年4月2日~平成17年4月1日生まれの女性 ③令和4年3月31日までに子宮頸がん予防ワクチン任意接種を受けた ※その他該当要件あり 〇〇令和7年3月31日(月)までに市ホームページにある申請書を子ども・子育て課(アオ) ☎39・2300、各支所地域振興・市民生活課(栃尾支所は市民生活課)へ